

# 兵庫県公報

平成23年7月22日 金曜日 第2305号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 漁船保険の付保義務の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産課）	1
○ 漁船保険の付保義務の消滅（同）	1
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	2
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（同）	2
○ 保安林の指定の解除予定（豊かな森づくり課）	2
○ 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し（県土整備部総務課）	2
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	5
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	5
○ 景観影響評価書及び再審査意見書の縦覧（都市政策課）	5
公 告	
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	6
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	7
○ 同 上（阪神南県民局）	8
○ 入札公告（管理課）	9
○ 貸金業者の登録の取消し（中播磨県民局）	12
○ 同 上（同）	12

## 告 示

### 兵庫県告示第778号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成23年7月22日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称
南あわじ市沼島2172番地 瀬川正次 同 市沼島2369番地 寺岡博明	沼島	沼島漁業協同組合

#### 2 指定漁船調書の縦覧

- 縦覧期間 平成23年7月22日から同年8月5日まで
- 縦覧場所 沼島加入区 南あわじ市沼島2368-1 沼島漁業協同組合



### 兵庫県告示第779号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成19年兵庫県告示第824号（漁船保険の付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、平成23年7月30日限りで消滅する。

平成23年7月22日

兵庫県知事 井戸敏三

津名加入区



**兵庫県告示第780号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、平成23年7月31日から発生する。

平成23年7月22日

兵庫県知事 井戸敏三

津名加入区



**兵庫県告示第781号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

平成23年7月22日

兵庫県知事 井戸敏三

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	
仮屋区域	のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業	平成23年7月1日
浦区域	総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業	同



**兵庫県告示第782号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成23年7月22日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 解除予定保安林の所在場所  
宝塚市玉瀬字イヅリハ1の16、1の17、1の134、1の135、1の145、字オモナゴ1の3、1の15、字奥之焼1の10、1の12
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため



**兵庫県告示第783号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による廃業等の届出があったので、同法第29条第1項の規定に基づき、次の建設業者の許可を取り消した。

平成23年7月22日

兵庫県知事 井戸敏三

商号又は名称及び代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した建設業			処分の原因となった事実	取消年月日
			区分	種	類		

㈱カリス 代田 京子	神戸市東灘区甲南町3 - 8 - 3	般-22 第115789号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成22年12月28日
㈱青木工務店 代岩本 他家志	同 市同 区御影本町 5 - 3 - 13	特-19 第109099号	特定	土木工事業、とび・土 工工事業、石工事業、 鋼構造物工事業、ほ装 工事業、しゅんせつ工 事業、塗装工事業、造 園工事業、水道施設工 事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成23年4月30日
㈱大西デンキ 代大西 洋	同 市兵庫区湊町2 - 1 - 1	般-18 第113589号	一般	消防施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月21日
タケゾエ建装 代竹添 憲三	同 市同 区御崎町2 -17-22	般-20・21・ 22 第114194号	一般	土木工事業、建築工事 業、内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成23年5月16日
㈱アイ建装 代池田 文雄	同 市同 区西仲町2 -44	般-18 第109419号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月18日
丸太工房 代丸太 晴行	同 市北区広陵町3 - 201	般-18 第110075号	一般	塗装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成23年4月10日
㈱神生 代赤松 弘貴	同 市同区藤原台南町 4 - 1 - 19 - 1	般-22 第115757号	一般	防水工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月25日
宮本塗装 代宮本 忠	同 市垂水区舞子坂2 -11-16	般-19 第113818号	一般	塗装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年4月9日
㈱開栄興商 代増田 聡	同 市同 区山手5 - 2 - 20	般-21 第115475号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成22年12月31日
小松工房 代小松 正彦	同 市同 区清水通3 -19	般-18 第100204号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成23年5月10日
㈱小林産業 代小林 正範	同 市西区上新地3 - 10 - 7	般-19 第114872号	一般	建築工事業、大工工事 業、内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月1日
大健工業 代田中 健一	尼崎市武庫元町1 - 1 -11	般-18 第214878号	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月2日
緑地測建㈱ 代藤井 豊	同 市南塚口町1 - 15 -15	般-19 第217625号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月9日
㈱窪田工務店 代千秋 守人	同 市東園田町1 - 178 - 1	般・特-22 第205092号	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月12日
寺田工業 代寺田 栄治	同 市下坂部4 - 4 - 20	般-22 第218127号	一般	防水工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月16日
エスケケー㈱ 代櫻井 弘之	同 市南武庫之荘10 - 15 - 13 - 202	般-23 第218104号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月19日
㈱エーユニット 代秋山 純一	西宮市山口町名来1 - 10 - 17	般-20 第216839号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成23年4月25日
㈱コウキ 代杉田 光男	同 市宮前町1 - 2	般-18 第217315号	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月30日
㈱宝喜園 代深尾 久代	宝塚市米谷2 - 5 - 4	般-22 第207813号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月5日
㈱越田建設 代越田 正	同 市安倉北2 - 9 - 18	般-22 第301569号	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、ほ装工事 業、造園工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月30日
谷口住研 代谷口 修一	川西市大和東1 - 4 - 14	般-18 第206575号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成18年10月10日
田淵鉄平石商会 代田淵 重治	明石市鳥羽大東34 - 19	般-19 第403620号	一般	建築工事業、大工工事 業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成22年4月30日

㈱TMC 代村 若子	同 市大久保町松陰 1127-32	般・特-18・ 21・22 第403081号	特定	造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成23年 3月17日
㈱神機工業 代荒島 圭造	同 市旭が丘11-8	般-20・21 第114113号	一般	土木工事業、電気工事業、 管工事業、機械器具設置工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月31日
㈱星野土木工業 代星野 幸司	加古川市八幡町宗佐 198-3	般-19 第405881号	一般	土木工事業、鋼構造物 工事業、ほ装工事業、 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成23年 4月1日
眞鋭産業㈱ 代前田 和彦	同 市平岡町新在家 212	般-21 第405545号	一般	鋼構造物工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月15日
第一通信建設㈱ 代松本 剛利	同 市加古川町美乃 利152-1	般-18 第400278号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成23年 5月31日
白山重機建設 代白山 久夫	高砂市高砂町木曾町 5 -13	般-22 第401933号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年 2月24日
プレスト 代松本 政美	同 市梅井 3-25-29	般-18 第406640号	一般	管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年 3月31日
㈱伸和 代大田 覚	同 市阿弥陀町北池 297-1	般-21 第406078号	一般	塗装工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年 4月1日
セイカエンジニア リング㈱ 代村津 和豊	加古郡播磨町宮西346 -1	般・特-19 第400614号	特定	電気工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同
㈱D・H・S大和 ホームサービス 代池田 博之	西脇市和田町467-1	般-22 第353453号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成23年 3月31日
㈱片山商店 代片山 象三	同 市西脇1130-6	般-21 第353646号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年 4月26日
㈱土田土建工業 代土田 重人	多可郡多可町中区門前 340-1	般-19・21 第352969号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年 2月26日
㈱古来造園土木 代塚前 泰子	同 郡同 町八千代区 下野間865-1	般・特-22 第352131号	一般 特定	建築工事業、造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年 4月1日
関西システム 代瀬戸 智久	姫路市下手野 4-8- 40	般-19 第459638号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月25日
西田建設㈱ 代西田 健二	同 市豊富町豊富3403 -3	般・特-18 第451147号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成23年 5月10日
㈱エーデルハウス 代直江 正輝	同 市土山 4-657	般-19 第459662号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月12日
㈱筒井組 代筒井 弘	同 市井ノ口字石堤 332-5	般-18 第456758号	一般	鋼構造物工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月16日
㈱インテック 代井上 照彦	同 市大津区西土井 175-18	般-18 第460249号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月17日
㈱メガテック 代田中 英樹	同 市白浜町甲2176- 1	般-18 第460250号	一般	機械器具設置工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月27日
㈱大生庭園 代佐谷 大介	神崎郡神河町貝野93	特-18 第450410号	特定	石工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月16日
三浦建築 代三浦 健治	赤穂市福浦1469-1	般-18 第551644号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成23年 3月31日
㈱宮本技建 代宮本 操	佐用郡佐用町櫛田726	般・特-18・ 19・21 第551322号	特定	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年 4月25日
㈱広瀬建設 代廣瀬 公幸	養父市八鹿町九鹿420	般-19 第600781号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月7日

㈱中村建設 (代)中村 裕二	美方郡香美町香住区香住810-5	般・特-20・22 第700674号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成23年 5月20日
㈱丹波西山組 (代)西山 祐也	丹波市春日町歌道谷字歌道谷4-1	般・特-18 第750881号	一般	建築工事業、管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年 3月26日
㈱榎本組 (代)藤原 智世子	南あわじ市神代地頭方1309-7	般・特-18・20 第800269号	一般 特定	土木工事業、建築工事業、とび・土工事業、管工事業、ほ装工事業、塗装工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年 5月20日
福岡工務店 (代)福岡 茂	淡路市岩屋3000-78-733	般-18 第801476号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月 9日
川本興業 (代)川本 安摩	同 市志筑3860-112	般-19 第801663号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成22年 6月 7日



**兵庫県告示第784号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、たつの市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成23年 7月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間  
平成22年 9月15日から平成23年 2月10日まで
- 3 作業地域  
たつの市の一部地域



**兵庫県告示第785号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成23年 7月22日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成23年 7月22日から2週間、西播磨県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年 7月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 養 父 宍 粟 線	宍粟市一宮町生栖字北山689番 1 から 同 市一宮町生栖字中垣内397番 4 まで	旧	11.0から 34.0まで	122.0	一部 予定地
		新	11.0から 24.0まで	122.0	一部 予定地



**兵庫県告示第786号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の8第1項の規定による景観影響評価書の提出があったので、条例第27条の8の2第1項の規定により、再審査意見書を作成した。

ついては、この景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しを条例第27条の9第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成23年 7月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
 名称 株式会社サンシン  
 代表者の氏名 山 本 高 弘  
 住所 大阪府東大阪市足代北2丁目5番16号
- 2 特定建築物等の名称及び所在地  
 名称 ジャガーホテル AKASI  
 所在地 明石市大蔵八幡町1-31
- 3 景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
 縦覧場所 兵庫県土木整備部まちづくり局都市政策課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課  
 縦覧期間 平成23年7月22日から同年8月4日まで

## 公 告

## 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成23年 7月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ジュンテンドー柏原店  
 所在地 丹波市柏原町田路123番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 株式会社ジュンテンドー  
 代表者の氏名 飯 塚 正  
 住所 島根県益田市下本郷町206番地5
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

名称	代表者の氏名	住所
株式会社ジュンテンドー	飯 塚 正	島根県益田市下本郷町206番地5
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成24年3月15日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 3,658平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
168台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
30台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
68平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
25立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ジュンテンドー	午前 8 時	午後 8 時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前 7 時 30 分から午後 8 時 30 分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口 2 箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 6 時から午後 10 時まで
- 8 届出年月日  
平成 23 年 6 月 29 日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
平成 23 年 7 月 22 日から 4 月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成 23 年 11 月 24 日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成 23 年 7 月 22 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 イオン伊丹昆陽ショッピングセンター
  - 所在地 伊丹市池尻四丁目 1 番 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - 名称 イオンリテール株式会社
  - 代表者の氏名 村 井 正 平
  - 住所 千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称
    - ア 変更前
      - 名称 イオン伊丹西ショッピングセンター（仮称）
      - 住所 伊丹市池尻四丁目 1 番 1 ほか
    - イ 変更後
      - 名称 イオン伊丹昆陽ショッピングセンター
      - 住所 伊丹市池尻四丁目 1 番 1 ほか
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名





## (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

## (1) 書面による入札

- ア 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県出納局管理課 担当 足立  
電話 (078) 341-7711 内線 4935  
F A X (078) 362-3928

- イ 参加申込みの期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成23年7月22日（金）から同年8月5日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

- ウ 入札・開札の日時及び場所  
平成23年9月1日（木）午後1時30分 兵庫県庁西館1階 小入札室

- エ 入札書の提出期限  
ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成23年8月31日（水）午後5時までにアの場所に必着のこと。

## (2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札共同運営システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

- ア 参加申込みの期間  
平成23年7月22日（金）午前9時から同年8月5日（金）午後4時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

- イ 入札の日時  
平成23年7月25日（木）午後5時から同年9月1日（木）午後1時30分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

- ウ 開札日時及び場所は(1)ウに同じ。

## 4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

## ア 受付期間

平成23年7月25日（月）から同年8月18日（木）まで（持参の場合は土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札共同運営システムによる場合は、平成23年7月25日（月）から同年8月18日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、8月18日（木）は午後4時まで

とする。)の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

内訳書及びカタログ等の仕様の分かるもの

エ 提出方法

電子入札共同運営システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

平成23年8月25日(木)午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成23年8月30日(火)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額(落札金額に契約期間60箇月を乗じて得た額)の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成23年9月15日(木)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること(電子入札を除く)。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと(電子入札を除く)。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(8) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Wide Area Network of Hyogo Prefectural Government 1 set

(3) Lease period: January 1, 2012–December 31, 2016

(4) Lease place:

Sever Room of Hyogo Prefectural Government Building (5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo prefecture) and 6 other places (as specified in the tender documentation)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 August 5, 2011

(6) Deadline for tender:

13:30 September 1, 2011 by direct delivery, electronic bidding system;

17:00 August 31, 2011 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mrs. Adachi, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau,

Hyogo Prefectural Government 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4935



貸金業者の登録の取消し

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の4第1項第2号の規定により、次のとおり処分した。

平成23年 7月22日

中播磨県民局長 玉 田 尋 三

1 被処分者

商 号 イー・エル・シー・コーポレーション

氏 名 児 島 幸 修

登 録 番 号 兵庫県中播磨県民局長（2）第51325号

営業所所在地 姫路市南町17番地1 大安ビル2階

登 録 年 月 日 平成22年 6月15日

2 処分年月日

平成23年 7月 8日

3 処分の内容

登録の取消し



貸金業者の登録の取消し

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の4第1項第2号の規定により、次のとおり処分した。

平成23年 7月22日

中播磨県民局長 玉 田 尋 三

1 被処分者

商 号 WEST INTERNATIONAL株式会社

氏 名 藪 木 良 司

登 録 番 号 兵庫県中播磨県民局長（1）第51335号

営業所所在地 姫路市市川台1丁目106番1 3F 301号

登 録 年 月 日 平成20年 9月12日

平成22年 7月13日登記簿変更後

商 号 株式会社Z e g n y a

氏 名 児 島 幸 修

営業所所在地 姫路市城東町清水12番地 9 - 404号

- 2 処分年月日  
平成23年 7月 8日
- 3 処分の内容  
登録の取消し